

提出書類等（欠席届裏面）

以下の事項については、各事項に定められた証明書類を添付の上、医学部学務室教務係へ提出すること。

なお、授業を欠席する場合は、事前（事前に届出ができないときは事後）に、この「欠席届」を速やかに医学部学務室教務係へ提出すること。

教務係は、届出を受理した場合は、その写しにより授業担当教員へ連絡する。

1. 学生が学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患した場合
 - (1) 医師の診断に基づき、出席停止とする。学生が、出席停止となった期間に出席できなかった授業については、届出により公欠扱いとする。
 - (2) 医師の診断に基づき感染症に罹患したことが判明したときは、学生が医学部学務室学生係へ届出の電話連絡を行うこと。
 - (3) 出席停止の期間は、学校保健安全法施行規則第 19 条に規定する出席停止の期間を基準に、医師に治癒したと診断されるまでとする。なお、医師の発行する診断書は次の項目が記載された診断書（治癒証明書）とする。
 - 一 病名、二 罹患期間、三 治癒したことの証明
 - (4) 公欠の届出は、治癒後、この「欠席届」に医師の診断書（治癒証明書（コピー可））を添付すること。
2. 気象警報の発令により休講となる場合には、この「欠席届」の提出はしなくてよい。

地震、その他の非常災害により交通が困難となる場合の公欠の届出は、この「欠席届」に交通機関の運行休止、道路遮断を明らかにする書類を添付すること。
3. 学生が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴う忌引きのために通学できない場合の公欠の届出は、この「欠席届」に会葬礼状等裏付ける書類を添付するとともに、死亡した親族の続柄、葬儀場所の住所（都道府県名、郡区市名）、葬祭日を明記すること。
4. 次の準公欠の事由により授業に欠席した場合は、各号の書類を添付すること。ただし、実験・実習の欠席は準公欠の取扱いから除外するものとする。
 - (1) 負傷又は疾病（医師の診断書を添付する。）
 - (2) 就職試験の受験（事由書を添付する。）
 - (3) 国際大会、全国体育大会、西日本医科学生総合体育大会、西日本メディカル総合体育大会、及び前 2 者の西日本大会に種目のないサークルは、当該大会に相当する大会（本大会に選手登録されている場合のみを対象とし、地区大会は認めない。選手登録されている事由書を添付する。）